

# 地球温暖化対策技術開発事業（競争的資金）平成17年度公募要領

平成17年2月  
環境省地球環境局地球温暖化対策課

環境省では、早期、かつ、広く普及が見込まれるエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発（省エネルギー対策又は石油代替エネルギー導入に係るものに限る。）について、民間企業、公的機関、大学等から技術開発事業の提案を募集し、優れた提案内容の事業について支援を行うこととしています。

下記の要領により、対象となる技術開発の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。

## 目 次

1. 事業の背景、目的及び性格
2. 事業概要と募集する技術開発の対象分野等
3. 技術開発の実施体制及び応募できる方の要件等
4. 公募から技術開発課題の採択までの流れ
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募書類及び提出方法
7. その他

### [添付資料]

#### 応募書類様式

- ・平成17年度地球温暖化対策技術開発事業課題応募様式

## 1. 事業の背景、目的及び性格

我が国の温室効果ガス総排出量は、2002年度において二酸化炭素換算で13億3100万トンとなっており、京都議定書の規定による基準年（原則1990年）の総排出量と比べ、7.6%上回っています。京都議定書では、我が国は第一約束期間（2008年～2012年）において、1990年比で6%の温室効果ガス総排出量を削減することが掲げられています。この目標の達成に向けて、官民一体となって各種の温暖化対策技術の導入普及等に取り組んでいるところですが、依然として排出量は増加傾向にあります。そのため、既存の対策技術に加え、新たな対策技術の開発・実用化・導入普及を進めていくことが必要であることから、本事業により第一約束期間まで又はこの期間の早い段階で商品化・事業化でき、かつ、その後も継続的に対策効果をあげうる基盤的な温暖化対策技術の開発について、民間企業、公的機関、大学等（以下「民間企業等」といいます。）から提案を募り、優れた提案と確実な事業実施体制を有する民間企業等に対して支援を行うこととしました。

## 2. 事業概要と募集する技術開発の対象分野等

本事業は、京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年）まで又はこの期間の早い段階で商品化・事業化でき、かつ、その後も継続的に対策効果をあげうるエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発であって、幅広い対象に普及することが見込まれる基盤的な技術開発を、民間企業等に委託して実施します。

対象となる技術開発は、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する対策技術の開発で、省エネルギー対策又は石油代替エネルギーの導入に係るものが対象（これらの対策技術の開発であって、温室効果ガスであるフロン削減対策にもつながるものや、国内におけるこれらの対策技術の導入であって、CDM/JIにもつながるものは含まれます）となります。例えば、セメントやアンモニアの製造時に発生する二酸化炭素の排出抑制に関する技術開発、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、HFC等）に関する技術開発（いずれもエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制ではありません）、森林などの吸収源に関する技術開発、二酸化炭素の固定・隔離に関する技術開発（省エネルギー対策及び石油代替エネルギーの導入ではありません）は、本事業の対象となりません。

それぞれの事業における技術開発の対象分野と環境省が重点的に公募するテーマは以下のとおりです。

### 【公募対象分野とテーマ】

#### (1) 省エネ対策技術実用化開発分野

省エネ対策技術の実用化を目指した先導性・先見性が高い技術開発・実証の取組として、「IT分野における省エネ対策技術の実用化開発」を重点テーマとして、提案を募集します。また、このほかのテーマであって、例えば、フロン対策など他の温室効果ガスの排出削減にもつながる省エネ対策技術の開発を行う有意義、有望な自由提案を募集します。

重点テーマである「IT分野における省エネ対策技術の実用化開発」では、電子・電気機器等に横断的に導入しうる省エネ対策技術や、ITに係るネットワークにおける省エネ対策技術など、業種横断的・基盤的な対策技術に係る提案を募集します。

また、この分野の17年度予算枠としては、重点テーマと自由提案をあわせ、2億円を予定しています。

#### (2) 再生可能エネルギー導入技術実用化開発分野

再生可能エネルギーの導入技術の実用化を目指した先導性・先見性が高い技術開発・実証の取組として、「水素・燃料電池社会の構築に関する対策技術の実用化開発」、「バイオマス燃料の製造・利用システムの技術開発」を重点テーマとして、提案を募集します。また、このほかのテーマであって、例えば、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大につながる技術の開発を行う有意義、有望な自由提案を募集します。

重点テーマである「水素・燃料電池社会の構築に関する対策技術の実用化開発」では、廃棄物、再生可能エネルギー由来の水素製造から利用に至る各段階の要素技術の実用化とトータルシステムの構築を行い、水素製造・利用によって二酸化炭素の排出削減をもたらすビジネスモデルを提示できる提案（他省庁等の技術開発等の資金と連携して実施するものも含む）を募集します。

また、重点テーマである「バイオマス燃料の製造・利用システムの技術開発」では、糖蜜からのバイオエタノールの製造、自動車等の燃料としての利用を行う一貫システムの開発を行い、バイオエタノールの製造・利用によって二酸化炭素の排出削減をもたらすビジネスモデルを提示できる提案（他省庁等の技術開発等の資金と連携して実施するものも含む）を募集します。

この分野の17年度予算枠としては、重点テーマ「水素・燃料電池社会の構築に関する対策技術の実用化開発」に4億円、「バイオマス燃料の製造・利用システムの技術開発」に4.5億円、自由提案に1億円を予定しています。

#### (3) 都市再生環境モデル技術開発分野

事業の具体化までは至っていないが、地域特性を踏まえた先導性・先見性が高い技術開発・実証の取組として、「地域におけるエネルギーネットワークシステムの構築に関する技術開発」を重点テーマとして、提案を募集します。また、このほかのテーマであって、都市再生にもつながる省エネ対策技術又は再生可能エネルギー導入技術に係る地域モデルの技術開発・実証を行う有意義、有望な自由提案を募集します。

重点テーマである「地域におけるエネルギーネットワークシステムの構築に関する技術開発」では、地域に存在する廃棄物由来のエネルギー、再生可能エネルギーを地域で利用するためのシステムの構築を行い、このような地域システムによって二酸化炭素の排出削減をもたらすビジネスモデルを提示できる提案を募集します。

この分野の17年度予算枠としては、重点テーマに4億円、自由提案に1億円を予定しています。

## 3. 技術開発の実施体制及び応募できる方の要件等

(1) 技術開発の実施体制

技術開発は複数の技術開発者による共同事業、又は単独の技術開発者による事業のいずれの形態で行うことも可能です。

(2) 技術開発に参画する方の要件

技術開発に参画する方（技術開発の実施に直接かかわる方）は、国内の技術開発機関に所属している、又は平成17年4月時点で所属予定の技術開発者とします。

ここで“所属”とは、非常勤・常勤は問わず職員として従事している場合とします（ただし、技術開発課題代表者は常勤である必要があります）。招へい者の場合は、外国からの長期間の招へいの場合のみ所属とみなし、技術開発に参画できるものとします。

また、ここで“技術開発機関”とは、以下に該当するものとします。

- ア 国立試験研究機関、独立行政法人試験研究機関
- イ 大学、高等専門学校
- ウ 地方公共団体の試験研究機関
- エ 民間企業の技術開発・試験研究機関（部門）
- オ 法律により直接設立された法人又は民法第34条の規定により設立された法人のうち技術開発に必要な設備・技術開発者を有するもの
- カ その他日本の法人格を有する組織で、技術開発に必要な設備・技術開発者を有するもの

(3) 技術開発課題代表者の要件

応募する技術開発課題ごとに技術開発課題代表者を決めていただきます。技術開発課題代表者は、年齢・役職等は問いませんが、上記（2）に示した“技術開発機関”に、常勤の技術開発者として所属している方とします。1人の技術開発者による技術開発の場合は、当該技術開発者が技術開発課題代表者となります。

また、技術開発課題代表者は、技術開発課題の応募及び環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たって、総括的な責任を有する方とし、技術開発課題が採択された後は、円滑な技術開発の推進と技術開発目標の達成のために、技術開発参画者を代表して技術開発推進に係る取りまとめを行うとともに、技術開発参画者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、技術開発の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

このため、技術開発課題代表者の所属する機関においては、本来、これらの事務について迅速に対応できる体制を有していることが望まれます。

(4) 技術開発課題の提案者（応募者）と重複応募の禁止

技術開発課題に関する応募書類の提案者（応募者）は、技術開発課題代表者となります。

なお、一人の技術開発者が複数の応募課題の技術開発課題代表者として、技術開発課題を応募することはできません。

(5) 事業年数

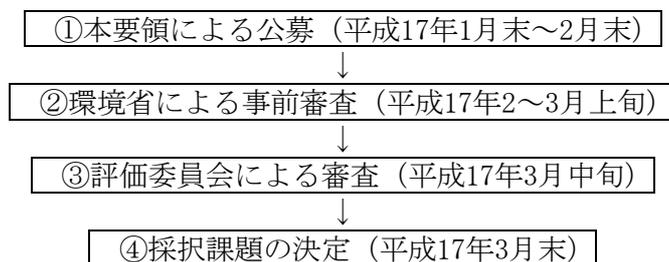
原則として3年以内としますが、短期間で成果を挙げ、早期の商品化につながるものを優先的に採択します。

複数年で行う事業の実施者は、毎年の技術開発達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。達成度がはかばかしくないと認められる場合は、継続実施について再審査します。審査は、下記4．公募から技術開発課題までの採択の流れに準じて行います。

なお、複数年の事業の場合に、2年目以降の事業費を見積もることになりますが、2年目以降の事業費については、継続実施を決定するに当たって、初年度の経費を基準として、予算の範囲内での事業費となるよう、当該年に調整をお願いすることになりますので、あらかじめご承知おき下さい。

## 4. 公募から技術開発課題の採択までの流れ

公募から技術開発課題の採択までの流れと、平成17年度の技術開発の採択に関するスケジュールは、概ね以下のとおりとすることを予定しています。



### 「②環境省による事前審査」について

応募課題について、あらかじめ行政的観点からの評価を環境省で行った上で、評価委員会による審査を行います。応募課題のうち、応募者の資格要件等を満たしていない、明らかに本事業の対象とならないものは、以降の審査を行わないものとします。

なお、応募課題について、環境省において提案内容の説明をお願いすることがあります。

### 「③評価委員会による審査」について

評価委員会では、エネルギー起源二酸化炭素排出の抑制という観点から意義が高い技術開発で、早期の商品化・事業化が見込め、対策効果の大きい技術開発を優先的に採択するという方針で審査が行われます。このため、評価委員会における技術開発課題の評価は以下の2点の観点を中心に行います。

ア 技術開発課題のポイントがどのようなところにあるのかという点の評価（必要性・意義の観点）

- (例) ・普及の障害となっていたコストの高い技術をコストの低い技術にすることができる
- ・商品化・事業化の障害となっていた課題を解決することができる
- ・社会のシステムを脱温暖化の方向に転換することにつながる

イ 早期の商品化・事業化の見込み、対策効果の大きさからの評価（有効性の観点）

併せて、早期に成果をあげることができる技術開発計画であるか（効率性の観点）についても評価を行います。

このような評価を踏まえ、総合評価として、委員会での合議により、優れている（A）、良い（B）、普通（C）、課題が多い（D）という4段階で優先度を評価するものとし、適宜、技術開発課題についての改善点などの意見もいただきます。

なお、評価委員会が必要とされた場合には、ヒアリングを行うことがあります。

### 「④採択課題の決定」について

課題の採否及び委託額の決定は、評価委員会による総合評価を基本に、この他の委員の意見や委員会での議論をもとに、環境省で行います。採択に当たっては、評価結果や委員の意見等を考慮し、技術開発計画の内容、事業費や実施体制等の変更をお願いして採択する場合があります。

## 5. 応募に当たっての留意事項

### (1) 技術開発内容に関する他の技術開発資金との重複等について

技術開発課題を応募される場合は、本事業以外の他の技術開発資金における実施状況等を十分に踏まえ、技術開発内容の重複した技術開発を本事業に応募することのないようお願いいたします。

また、虚偽の内容が記載されていた場合には、提案は無効といたします。

(2) 技術開発経費として計上できる経費について

技術開発経費として直接使用する経費（直接経費）として計上できる経費の区分は、次のとおりです。

直接経費では、建物を建設・修繕する経費や機関において共通的な老朽備品の修繕・更新のための費用は計上できません。また、技術開発者の日常業務に必要な機器（測定機器制御や特殊なOS用などの特定の用途・理由をもたないパーソナルコンピューターなど）の購入は基本的に認められません。

なお、直接経費の最大30%までの間接経費（当該技術開発の実施に伴う技術開発機関の管理等に必要な経費）も計上することができます。

間接経費の執行に当たっては、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日、競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づいて、適正な執行を図っていただきます。

<経費の区分>

技術開発を行うために必要な人件費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費、旅費、謝金、外注費、その他技術開発を行うために必要な経費

## 6. 応募書類及び提出方法

(1) 応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は、「平成17年度地球温暖化対策技術開発事業課題応募様式」とします。必ず、添付資料の応募書類様式に従って作成して下さい。

応募書類の作成に当たっては、必ず、様式の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

(2) 応募書類の提出方法について

1) 提出方法

ア 電子メールが使用できる環境の場合

応募様式を、電子メールの添付ファイルとして、以下の送信先アドレスあてに送信して下さい。

◎電子メールの送信先アドレス：[chikyu-ondanka@env.go.jp](mailto:chikyu-ondanka@env.go.jp)

◎あて先は、「環境省地球温暖化対策課 技術開発事業担当」として下さい。

◎メール件名（題名）と添付ファイル名は次のとおりとして下さい。

- ・メール件名：「地球温暖化対策技術開発事業課題応募」
- ・添付ファイル名：技術開発課題代表者の名字（ローマ字）の後に「(A)」としてください。（例）yamada(A).doc

◎添付ファイルの作成・保存に関する注意

応募書類1式を一つの電子ファイルとして送信して下さい。応募書類を複数のファイルに分割して送信した場合、その後の扱いに（様式の一部欠損等）関し、当方は責任を持ちません。

電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、ワード2000以下のバージョン形式として下さい。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないで下さい。

添付ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自

体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。

当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないで下さい。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。

また、Windows以外のパソコンで書類を作成した場合、必ずWindowsマシンでファイルを展開できることを確認の上、提出して下さい。ダウンロードしたWordの様式を一太郎その他のソフトに変換して提案いただいた場合及び当方のWindowsマシンで展開できない状態で送付された場合は受理できませんので御注意下さい。

#### ◎受領の確認

当方で受領を確認した場合、受領したメールをそのまま返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせ下さい（電話番号は末尾参照）。

#### イ 電子メールが使用できない環境の場合（できる限り電子メールを御使用下さい）

電子メールを送信することができない環境の場合は、応募様式ファイルを保存したフロッピーディスクと、打ち出したものを1部同封の上、送付して下さい。

◎送付先の住所： 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

◎あて先は「環境省地球環境局地球温暖化対策課 技術開発事業担当」として下さい。

◎電話番号：TEL03-3581-3351(内線6780)

◎封筒等の表に、必ず、赤字で「技術開発応募書類在中」と記して下さい。

◎電子ファイルの名前、形式等、ファイル作成上の注意は、上記アの場合と同じです。

#### ◎受領の確認

提案書類に記されたFax番号あて、受領した旨をFaxします。当方へ送付後、1週間程度しても受領確認のFax等がない場合、送付過程でのトラブルが考えられます。電話にてお問い合わせ下さい（電話番号は末尾参照）。

#### 2) 提出に当たってのその他留意事項

提案者が責任を持って当方への送付・提出を行っていただくようお願いします。提案者は、技術開発課題代表者です。

なお、提出いただいたファイル等は、返還しません。

#### 3) 応募書類の受付期間について

平成17年2月1日（火）～平成17年3月1日（火）まで必着

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。

## 7. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。ただし、応募課題の提出メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名（題名）は「地球温暖化対策技術開発事業公募問い合わせ」としていただきますようお願いします。

環境省地球温暖化対策課 技術開発事業担当 ([chikyu-ondanka@env.go.jp](mailto:chikyu-ondanka@env.go.jp))

< 担 当 >

〒100-8975 千代田区霞が関1-2-2  
環境省地球環境局地球温暖化対策課  
TEL 03-3581-3351(6780)  
FAX 03-3580-1382